

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
政 策 総 務 課
電 話 22-3141 番
印刷 宇治市模島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第17号 放置自動車等の撤去……………（建設総務課）…2
- 告示第18号 宇治市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する規程……………（建築指導課）…2
- 告示第21号 指定居宅介護支援事業所の事業の廃止……………（介護保険課）…2
- 告示第22号 電子印の登録……………（市民課）…2
- 告示第23号 市道路線の認定……………（建設総務課）…2
- 告示第24号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
- 告示第25号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3
- 告示第26号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…3

公 告

- 公告第8号 自治功労者等の表彰……………（秘書広報課）…3

監 査 委 員

- 公表第4号 定期監査の結果の報告……………3

告 示

宇治市告示第17号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となっています。

自動車等の所有者は、令和3年3月19日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第12条第1項の規定により市において撤去します。

令和3年3月5日

宇治市長 松村 淳子

車 種	塗 色	自動車登録番号等 （車台番号）	放 置 場 所
ホンダ ディオ	赤 色	京都市伏 R 8 8 3 7 （ A F 3 5 - 1 5 5 7 3 6 7 ）	小倉町西浦88番地 の29地先（南浦西 浦線）

(揭示済)

宇治市告示第18号

宇治市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和3年3月10日

宇治市長 松村 淳子

宇治市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する規程
宇治市建築計画概要書等閲覧規程（平成5年宇治市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条の4第3項」を「第11条の3第3項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第21号

指定居宅介護支援事業所の事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月19日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	申請者の名称	廃 止 年 月 日	サービスの種類
	事業所の所在地			
2 6 7 1 2 0 0 6 9 5	居宅介護支援はまや事務所 宇治市木幡南端34番地 サニークレ スト101号	株式会社 はまやケアマ ネジメント	令和3年 3月15日	居宅介護支援

宇治市告示第22号

電子印の登録について

次のとおり電子印を登録したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第12条第3項の規定により、告示します。

令和3年3月19日

宇治市長 松村 淳子

登録

電子印登 録番号	名 称	番 号	使 用 区 分	使用開始 年月日	印 影
1 2 8	宇 治 市 印	4 2	住民基本台帳カード及 び個人番号カード並び に在留カード及び特別 永住者証明書専用	令和3年 2月24 日	

宇治市告示第23号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年3月19日から14日間

令和3年3月19日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	起 終 点	重要な経過地
木幡475号線	木幡南山96番地の31 木幡南山99番地の23	
木幡476号線	木幡南山106番地の1 木幡南山106番地の16	
木幡477号線	木幡北山畑9番地の15 木幡北山畑10番地の5	

宇治市告示第24号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年3月19日から14日間

令和3年3月19日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考

木幡4 75号 線	木幡南山96番地の31 木幡南山99番地の23	5.0 ～6.5	90.2	
木幡4 76号 線	木幡南山106番地の1 木幡南山106番地の16	6.0 ～12.0	25.3	
木幡4 77号 線	木幡北山畑9番地の15 木幡北山畑10番地の5	6.0 ～6.3	113.9	

宇治市告示第25号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年3月19日から14日間

令和3年3月19日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
木幡475号線	木幡南山96番地の31 木幡南山99番地の23	令和3年3月19日
木幡476号線	木幡南山106番地の1 木幡南山106番地の16	令和3年3月19日
木幡477号線	木幡北山畑9番地の15 木幡北山畑10番地の5	令和3年3月19日

宇治市告示第26号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年3月19日から14日間

令和3年3月19日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
木幡4 71号 線	木幡南山96番地の31 木幡南山107番地の2	前	4.0 ～6.0	34.7	
	木幡南山96番地の31 木幡南山107番地の2	後	4.0 ～6.0	34.7	

公 告

宇治市公告第8号

自治功労者等の表彰について

宇治市表彰条例（昭和26年宇治市条例第53号）第3条の規定により、令和3年3月1日（市制記念日）に自治功労者及び永年勤続職員として表彰を受けた者の氏名及びその功績を次のとおり公告します。

令和3年3月19日

宇治市長 松村 淳子

1 自治功労者

氏 名	功 績
高 田 悦 和	平成20年から令和2年まで農業委員会委員として、農政の推進に大きく貢献された。
大久保 定 枝	平成4年から令和元年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
大 西 雅 子	平成7年から令和元年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
吉 田 勇	平成7年から現在まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
奈 佐 廣 海	平成10年から令和元年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
疋 田 みつ子	平成10年から令和元年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。
植 村 和 幸	平成2年に消防団入団。平成30年から現在まで副団長として、消防団の運営と消防行政の推進に大きく貢献された。

2 永年勤続職員

池 内 研 介	20年にわたり宇治市職員として、誠実勤勉にその職務に精励された。
伊集院 兼 治	〃
稲 垣 大 祐	〃
大井上 誠	〃
岡 部 勉	〃
鎌 田 優	〃
河 内 義 規	〃
柴 田 努	〃
正 垣 憲一郎	〃
末 峯 信 彦	〃
関 西 達 也	〃
田 口 茂 仁	〃
玉 井 妙 子	〃
玉 井 善 明	〃
辻 村 拓	〃
新 納 啓 之	〃
廣 瀬 勝	〃
松 井 友 和	〃
三 村 敦	〃
宮 本 弘 子	〃
三 好 小百合	〃
森 本 美 香	〃
吉 田 知 史	〃
吉 田 秀 平	〃

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月8日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の公営企業上下水道部及び教育部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

公共下水道使用料収入状況（下水道計画課、下水道管理課）

幼稚園使用料収入状況（学校教育課）

報償費支出状況（学校教育課）

委託料支出状況（下水道計画課、下水道建設課、下水道管理課、学校教育課）

賃借料支出状況（下水道計画課、下水道管理課）

工事請負費支出状況（下水道建設課、下水道管理課、下水道計画課）

補助金支出状況（下水道管理課、学校教育課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、公営企業上下水道部下水道計画課、下水道建設課、下水道管理課及び教育部学校教育課における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から同年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年12月1日から同月28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和3年1月28日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 下水道計画課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 賃借料支出状況について

適正に処理されていた。

2 下水道建設課・下水道計画課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

3 下水道管理課・下水道計画課

(1) 公共下水道使用料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 賃借料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

(5) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

4 学校教育課

(1) 幼稚園使用料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成28年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(4) 補助金支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

なお、前回定期監査において、補助事業の一部に宇治市補助金等交付規則等と実際の運用に齟齬が見受けられたと指摘した点等については改善されていた。

(揭示済)